包括ケアの推進における保健所の役割

中本 稔(島根県県央保健所)



- 包括システムとは
- 介護保険事業
- 保健所がかかわる意義
- 医療を通したまちづくり
- 保健所長の役割



地域包括ケアシステムとは

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条) 平成26年6月

- 〇 地域の実情に応じて、
- 〇 高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその 有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと ができるよう、
- 〇 「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び自立した「日常生活の支援」が包括的に確保される状態をいう。

地域包括ケアシステムの構築について



地域包括ケアシステムは、 保険者である市町村や都道府県が、 地域の自主性や主体性に基づき、

地域の自主性や主体性に基づき、 地域 地域包括ケアシステムは

市町村や保険者、住民が決める

が必要。



「介護給付」及び「地域支援事業」の全体像

〇 介護給付費適正化事業

〇 家族介護支援事業

〇その他の事業

<第5期>

介護保険制度

<第6期>

地

域支援事業

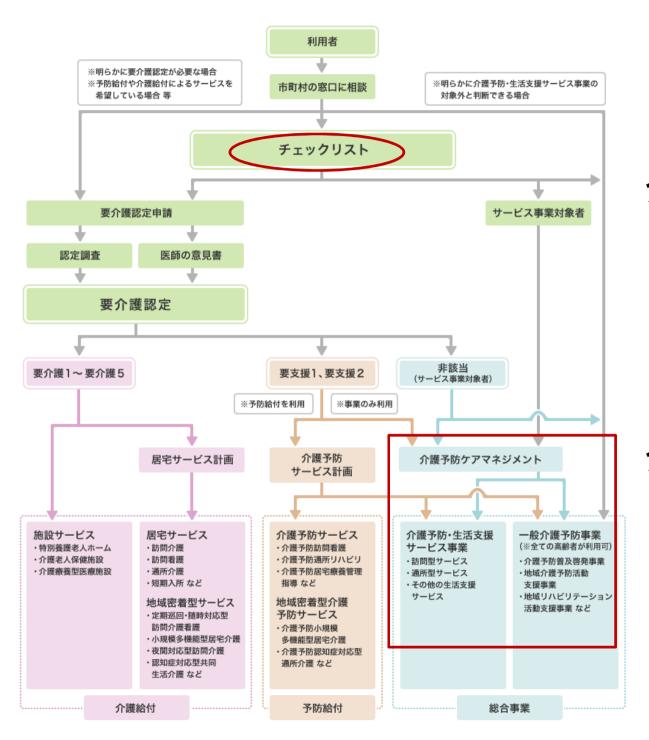
介護給付 介護給付 (要介護1~5) (要介護1~5) 現行と同様 【財源構成】 訪問看護、福祉用具等 介護予防給付(要支援1~2) 介護予防給付 国 25% 事業に移 (要支援1~2) 訪問介護、通所介護 都道府県 介護予防・日常生活支援総合事業 12.5% (要支援1~2、それ以外の者) 全市町村で 市町村 実施 ① 介護予防・生活支援サービス事業 介護予防事業 12.5% ・訪問型サービス 〇二次予防事業 多 • 诵所型サービス 1号保険料 〇一次予防事業 ・生活支援サービス(配食等) 21% 介護予防・日常生活支援総合事業の場合 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント) は、上記の他、生活支援サービスを含む 2号保険料 要支援者向け事業、介護予防支援事業。 29% 一般介護予防事業 地域 包括的支援事業 包括的支援事業 ① 地域包括支援センターの運営 〇地域包括支援センターの運営 【財源構成】 支援事業 (左記に加え、地域ケア会議推進事業の実施) ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援 国 39.5% 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援 ② 在宅医療・介護連携推進事業 都道府県 認知症施策推進事業 19.75% 充-(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等) 市町村 ④ 生活支援体制整備事業 19.75% (コーディネーターの配置、協議体の設置等) 1号保険料 任意事業 21%

任意事業

- 〇 介護給付費適正化事業
- 〇 家族介護支援事業
- ○その他の事業

- 包括システムとは
- 介護保険事業
- 保健所がかかわる意義
- 医療を通したまちづくり
- ・ 保健所長の役割





第6期 介護保険事業 (平27年~)

認定 から 介護給付 介護予防給付 総合事業

市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)

地域の課題の把握と 社会資源の発掘

量

質

的



化

策

化

協

地域の関係者によ る対応策の検討



対応策の 決定·実行

日常生活圏域ニーズ調査 等

介護保険事業計画の策定のた め日常生活圏域ニーズ調査を 実施し、地域の実態を把握

地域ケア会議の実施

地域包括支援センター等で 個別事例の検討を通じ地域 のニーズや社会資源を把握

※ 地域包括支援センター では総合相談も実施。

医療・介護情報の 「見える化」 (随時)

他市町村との比較検討

課題

- 口高齢者のニーズ
- 口住民・地域の課題
- 口社会資源の課題
 - 介護
 - 医療
 - 住まい
 - 予防
 - 生活支援
- 口支援者の課題
 - 専門職の数、資質
 - 連携、ネットワーク

社会資源

- 〇地域資源の発掘
- 〇地域リーダー発掘
- 〇住民互助の発掘

介護保険事業計画の策定等

- ■都道府県との連携 (医療・居住等)
- ■関連計画との調整
 - 医療計画
 - 居住安定確保計画 市町村の関連計画
- **全住民参**画
 - 住民会議
 - ・セミナー
 - パブリックコメント
- ■関連施策との調整

地域ケア会議 等

保健、医療、福祉、

地域の関係者等の協

地域の共涌課題や好

■年間事業計画への反映

働による個別支援の充実

■地域課題の共有

取組の共有

• 障害、児童、難病施策等 の調整

具体 策 の検

討

■介護サービス

- 地域ニーズに応じた在宅 サービスや施設のバラン スのとれた基盤整備
- 将来の高齢化や利用者数 見通しに基づく必要量

■医療·介護連携

- 地域包括支援センターの 体制整備(在宅医療・介
- 医療関係団体等との連携

■付まい

- サービス付き高齢者向け 住宅等の整備
- 住宅施策と連携した居住

■生活支援/介護予防

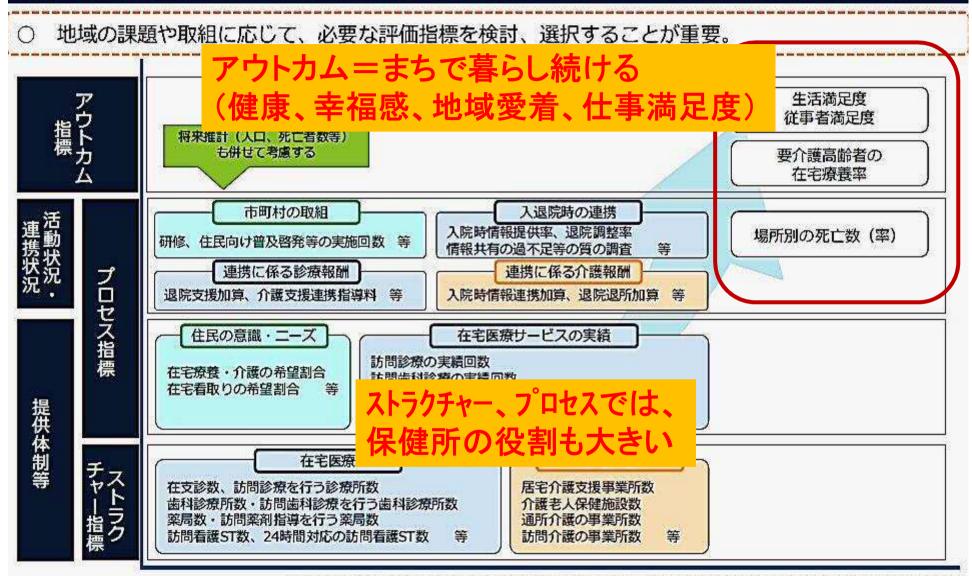
- 自助(民間活力)、互助 (ボランティア) 等によ
- 社会参加の促進による介 等予防
- 地域の実情に応じた事業

■人材育成

[都道府県が主体]

- 専門職の資質向上
- 介護職の処遇改善

在宅医療・介護連携推進事業における指標のイメージ(案)



※実績値は「後期高齢者1万人対」など人数比で把握するようにして、規模の異なる市町村間での横比較ができるようにする必要あり

参考) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061944.html

介護保険・地域支援事業の評価指標の構造

◆uality of Lifeの指標 主観的健康感、地域愛着感等

日常生活圏域 単位で示すこと!

健康の指標

要介護認定·新規認定 65歳以上申請者数、割合 (要支援·要介護度別)

関係性ニーズ調査の指標信頼、互酬

生活習慣や

ニーズ調査等による健康指標

大動の指標運動、口腔、栄養、認知、閉じこもり、うつ

社会参加 二一ズ調査 の指標 社会参加状況

学習の 講演、相談会 **指標** ボランティア養成研修 組織•資源

住民の意見集約・参画、あらゆる関係者への働きかけ 地域資源の把握、行政課題の整理、 長期的視点・具体的戦略、苦情や事故の把握、

共有する情報の範囲、管理、活用等の取り決め

環境の指標

事業量の指標

65歳以上参加者数および割合,住民主体の通いの場マッピング 講演会相談会の開催回数・参加者数、イベント・ホランティア開催数、参加者数

(介護予防生活支援サービス)

介護予防ケアマネジメント依頼書受理件数、介護予防生活支援サービス事業の実施状況

基盤整備の指標

包括ケアの構築に向けた基本方針、目的をわかりやすく説明できる職員や資料目的を共有し推進するための他部署との連携地域包括支援センターと広く連携する体制、協議体を設置し多様な主体による多様なサービスの提供

アウトカム指標

プロセス指標

チャーストラク

- 包括システムとは
- 介護保険事業
- 保健所がかかわる意義
- 医療を通したまちづくり
- 保健所長の役割



在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた都道府県の取組 - 都道府県(保健所)に期待される役割について -

- 都道府県(保健所)は、市区町村が本事業に対して積極的に取り組むことができるよう、各市区町村の取組について、事前の準備状況も含めて進捗状況等を把握し、その状況を共有するとともに、各市区町村の実情に応じて、以下のような支援を積極的に検討することが重要である。
- 都道府県(保健所)の市区町村に対する支援項目及び取組例(在宅医療・介護連携推進事業の手引きより)
 - (1) 先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援
 - 都道府県内外の先行事例や好事例の把握、情報提供
 - 事業実施に係る市町村への技術的な助言や協力
 - (2) 都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関連する資料 やデータの整理・提供
 - 医療機能情報提供制度で把握する医療資源の情報提供
 - 都道府県(保健所)が把握する医療統計等の整理・提供
 - (3) 在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共 有の場の設置
 - 在宅医療・介護連携に関する相談支援を担う人材育成
 - 市区町村や委託事業者等の担当職員を対象とする情報共有の 場の設置や効果的な事業立案のための人材育成

(4) 広域的な医療・介護関係者に対する研修

- 広域的に実施する方が効果的、効率的な医療・介護関係者の 連携に資する研修
- 小規模市町村における医療・介護関係者に対する研修 (都道府県・保健所と市町村との役割分担を協議の上)

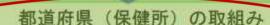
(5) 広域的な普及啓発

- 広域的・全県的な普及啓発の実施(在宅療養や在宅看取りに 係るパンフレットの作成等)
- (6)「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に 対する支援
 - 関係市区町村間の連携、調整
 - 医療機関・医療関係団体等への協力依頼等の調整
- 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療・介護連携に関する事業
- ・在宅医療・介護連携のための事業で、地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能。
- ・市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。
- ・医療と介護の双方にまたがる人材確保に関する事業については、当該事業の目的を整理した上で、医療又は介護のいずれかに計上するものとする。
- 【事業例】・在宅医療・介護連携のための相談員(コーディネーター)の育成
 - ·ICTによる医療介護情報共有
 - ・複数市区町村にまたがる退院調整ルールの作成等、広域的・補完的な在宅医療と介護の連携に関する事業 等

在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた役割分担のイメージ

国の取組み

- ①在宅医療・介護連携推進事業に関する計画作成の支援
- ・在宅医療・介護連携推進事業の企画立案に関するノウハウ、マニュアルの提供
- ②都道府県、市町村による在宅医療・介護連携に関する現状分析のための支援
- ・在宅医療・介護連携に関する現状や課題分析に必要なデータの収集及び課題抽出を容易にする形での提供(見える化)
- ③好事例の横展開
- 取組事例を収集し、様々な機会を活用して好事例の横展開を推進



- ①水規模市町村等に対する効果的な事業の導入・展開に向けた支援
- ・都道府県内外の先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援
- ・都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関連する資料やデータの整理・提供
- ・在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置
- ②複数市町村にまたがる連携の取組等、広域的な在宅医療・介護連携の推進に向けた支援
- ・広域的な医療・介護関係者に対する研修
- ・広域的な普及啓発
- 「(ク)を宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

市町村の取組み

在宅医療・介護連携推進事業の着実な導入・実施

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の横築推進 (キ) 地域住民への普及啓発
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

包括ケアの推進 保健所の関り?

都道府県在宅医療·介護連携担当者会議 2017/3/6

「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer2」

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/tebiki_3.pdf

「都道府県や保健所の支援の下、市町村が中心となって、...」「(都道府県が)保健所を活用」 医療機関、医師会・歯科医師会等との関係 小規模市町村支援 広域的に

老健局長通知「地域支援事業の実施について」

(老発0628第8号 平成29年6月28日)

- 4 実施主体
- (1) 実施主体は、市町村とし、その責任の下に地域支援事業を実施するものとする。
- (9) 総合事業は、市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、介護関係事業者その他の民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。

地域における行政栄養士による 健康づくり及び栄養・食生活について (健発0329第9号平成25年3月29日)

- 2 保健所設置市及び特別区
- 3市町村
- (4)社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策の推進
- ①次世代の健康
- ②高齢者の健康

健康増進、介護予防及び介護保険等での栄養・食生活支援を効果的に行う体制を確保すること。... 低栄養傾向や低栄養の高齢者の実態把握及びその背景の分析等を進め、改善に向けた効果的な計画を立案し、必要な取組を行うこと。

また、地域によって高齢者を取り巻く社会資源の状況が異なることから、地域包括ケア体制全体の中で、優先的に解決すべき栄養の課題について、他職種と連携し取り組む体制を確保するとともに、必要な栄養・食生活支援について関係部局や関係機関と調整を行うこと。

ダイジェスト版

爰マニュアル)

病院・施設・地域で過ごす人々にとっての 切れ目の無い食支援のために







「栄養」

より詳しい食支援マニュアルは、島根県経口摂取支援協議会のホームページより 完全版食支援マニュアル(PDF)をダウンロードできます

島根県歯科医師会

検索

▶ 島根県経口摂取支援協議会 ▶ 完全版食支援マニュアルをダウンロード

島根県経口摂取支援協議会

鳥根県医師会、鳥根県歯科医師会、鳥根県革剤師会、鳥根県看護協会、鳥根県栄養十会、鳥根県作業療法十会、 島根県理学療法士会、島根県言語聴覚士会、島根県歯科衛生士会、島根県介護支援専門員協会、 島根県老人保健施設協会、環日本海NSTフォーラム、島根県訪問看護ステーション協会

高齢になると「食べる力」が、知らないうちに 弱くなっていることがあります

心当たりはありませんか?

下記質問にチェック▼をしてください。



忘れたり、面倒になって以前のように歯磨きや義歯の手入れをしなくなった
以前は、定期的に歯科医院で、 「お口の健康チェック」をしていたのに最近しなくなっている
実は、自分の咀嚼能力(食物をかみ砕いたり、混ぜたりする処理能力) について、よく分かっていない
自分の歯の数は10本以下で義歯を使用している
自分の歯が19本以下なのに義歯を使用していない(使用を止めた)
そういえば、食卓に変化が少なく同じ様な物ばかり食べている
以前に比べて、食事時間が変化した(短くなった、極端に長くなった)
以前に比べて、ついつい甘い物に手が伸びるようになった
最近、食事の支度をしなくなった (もともと調理をする習慣がない)
外出が減り、体を動かすことも少なくなって、お腹が空かない
肉や魚を食べる頻度が少なくなった
お茶や味噌汁などを飲むと、むせるようになった
最近、痩せてきた

島根県後期高齢者医療広域連合と島根県歯科医師会は「高齢者の食べる機能の低下と低栄養予防」を目的として 後期高齢者歯科口腔健診を行っています。受診に関する詳細については市町村へ、健診内容や健診項目の評価 については完全版島根県食支援マニュアルを参照して下さい。

邑智郡の取組「連携は口から」

- 「ロ腔ケアサポーター」養成研修(2014-) 診療情報に口腔アセスメント結果
- 誤嚥性肺炎の入院患者には、 嚥下評価と嚥下訓練、歯科医師の関与
- ・ 2病院(+2特養)の食事処方箋を「標準化」
- 後期高齢者には無料の歯科検診(県下)残存歯、歯周疾患、入れ歯(8020の評価にも)
- 食と関連する認知症予防、糖尿病管理、腎臓病対策
- 経管栄養の研修からアドバンスドケアプランニング

邑智郡食事栄養支援協議会 平成28年5月設立

「連携は口から」

- •郡内における食事栄養支援に関する意見交換の場を提供
- ・口腔ケアサポーターの養成研修制度の運営
- ・食事栄養支援に関する普及啓発事業(研修会、講演会等)
- ・摂食嚥下障害患者のマネージメントに関する連携システムの構築
- ・食事栄養摂取に関する医療・保健・福祉における

統一した指標と包括した取組の構築

- ・終末期医療(特に栄養関連)に関する意見交換とコンセンサスの醸成
- ・郡内を対象とした食事栄養に関する調査研究

メンバー: 医師会、歯科医師会、3町、2病院 顧問に大学、保健所

事務局: 社会医療法人仁寿会

島根県(県央)の保健所活動

- ・ 市町村との実践、医療との連携 圏域課題に対して保健所の役割を果たす
- 連携スタッフの配置(H27は3HC、H29は全HC)
 企画・調整・進行管理・発信の能力、組織力
 保健所の「顔」(彼に相談すれば、保健所・県が動く)
 社会医学専門医プログラムの専攻医が一緒に
 はいます。
 ははいます。
 はははいます。
 はいます。
 ははははいます。
 ははいます。
 はいます。
 はいまする。
 はいます。
 はいまする。
 はないまする。
 はないまする。
 はないまする。
 はいまする。
 はないまする。
 はないまする
- 病院長、医師会・歯科医師会のキーパーソン
- ・ 取組の評価と資源開発「いいところ」
- 住民の参加、市民啓発(市町村)を支援する
- 各種計画で目標やプロセスを示す 「市町村地域包括ケア推進ロードマップ」

▶地域にある資源、サービス、人や場をつなぐのが 「地域包括ケア」

(全く新たに何かを生み出すこと、ではない)

▶ 「地域包括ケア推進事業」「しまね型医療提供体制構築事業」を通じたネットワークづくり

ドラップを とト(包括ケア担当) × モノ(資源) × カネ(予算)

制度や職能、個人の技量の限界(境界)超える工夫

コト(連携)

我がごと・丸ごと

視点、地域、分野、範囲、年代、 対象etcをプラス!

- 包括システムとは
- 介護保険事業
- 保健所がかかわる意義
- 医療を通したまちづくり
- ・ 保健所長の役割



地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を 改正する法律のポイント(厚生労働省)

地域包括ケアシステムの深化・推進

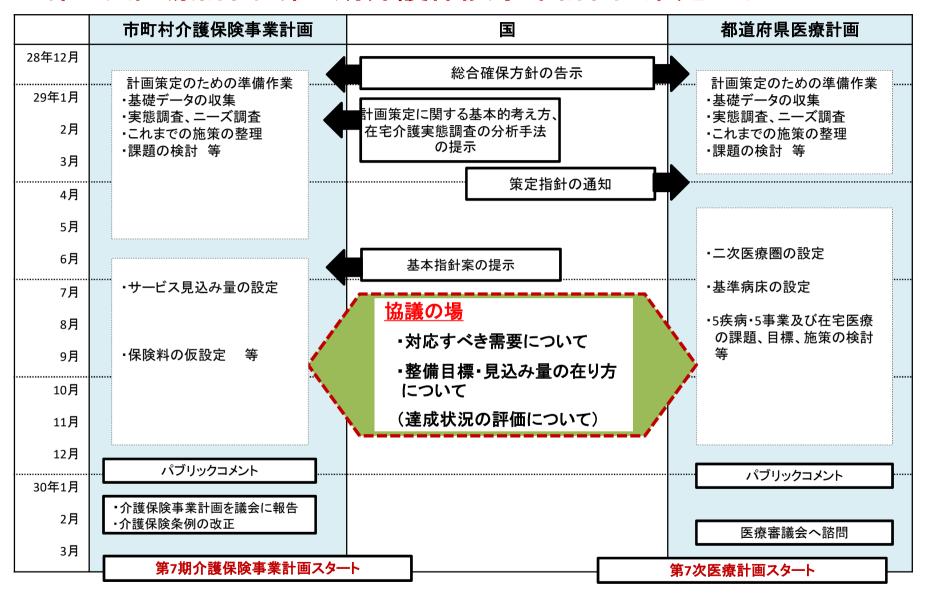
自立支援・重症化予防に向けた保険者機能の強化等の 取組推進 (介護保険法)

医療・介護の連携の推進等 (介護保険法、医療法)

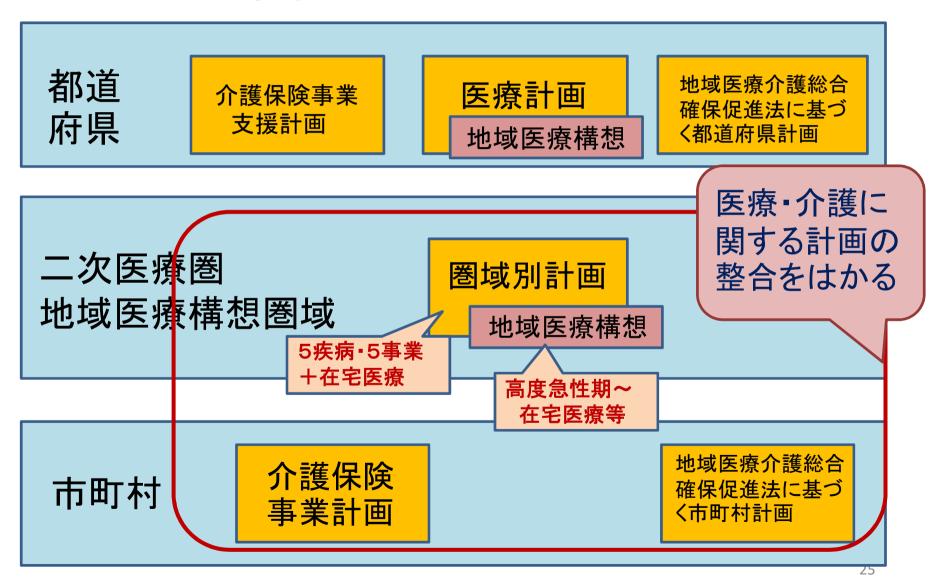
地域共生社会の実現に向けた取組の推進等 (社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

介護保険制度の持続可能性の確保 2割負担の一部を3割負担ほか(介護保険法)

第7次医療計画・第7期介護保険事業計画 策定スケジュール



在宅医療・介護連携推進事業の特殊性 (東京大学 吉江ら 2017)



医療計画「在宅医療」の切り口でも

日常療養支援を 行う医療機関 患者が望む場所 での看取りを行 う医療機関

基幹病院

在宅医療を積極 的に役割を担う 医療機関

急変時に対応する医療機関

在宅医療に必要な連携を行う機関 (訪問看護S、包括支援C、居宅介護ほか)

包括ケア推進のチャンスはある (研究班調査から)

- 地域包括支援事業 (市町村)地域ケア会議 企画会議・個別ケア会議の参画 在宅医療・介護連携事業 「手引き」を参照しながら 認知症施策 疾患医療Cの連携会議、サポート医会議 生活支援サービス 生活コーディネーター研修交流会
- 新総合事業
 住民主体の介護予防 口腔ケア会議、自主グループ支援
 地域リハビリテーション事業 地域リハ連絡会議、リハ職派遣 新総合事業の戦略策定(市町へ意見)
- 介護保険事業計画の策定・評価 委員として参画

<u>区市型保健所の場合は担当部課との連携次第(組織次第?)</u> 医師会・多職種との連携調整、認知症ネットワーク

- 包括システムとは
- 介護保険事業
- 保健所がかかわる意義
- 医療を通したまちづくり
- 保健所長の役割



地域包括ケアシステムに求められる 保健所(長)の役割は?

地域の資源に合わせて、

連携の中で、地域課題が整理され

PDCA(各種事業計画の中)で実施 保健×(医療+福祉)

最終目標は?

生涯通じて、住み続けられる「まち」 がんになっても、寝たきりになっても、認知症になっても

高齢者の医療・福祉現場に大きな課題は?

フレイルと感染症

ロコモ症候群と転倒・骨折予防

肺炎入院患者のうち誤嚥性肺炎を減らす口腔ケア

終末期の理解(Advanced Care Plan、臨床倫理)と経管栄養離脱 医療構想では病床の機能分化(包括ケア病棟)

医療政策編 保健所長の役割(私案)

- 1. 行政機関として、健康なまちをめざす 住民目線で医療需要を評価し、住民サポート、疾病予防 まち、生活、住民・患者をみる目
- 2. 行政機関の長として、医療システムをみる目 医療提供のシステムを開発・維持する提案力 医療の理解すすめるため職員へのリーダーシップ
- 3. 医療者として、診療をみる目 医師等の医療者との協働 診療・連携の資源開発、医療システムへの適応
- 4. 生活者として、生活をみる目「我が事」 地域の文化を楽しみながら発展させる 地域で暮らし続ける、住民として協働

まとめ「保健所に求められているもの」

専門機関としてこれまでの保健(狭義)の地域づくり (ここをしっかり高めながら)

+

医療政策を理解し、医療資源からの地域づくり

+

介護保険や障害・児童家庭・生保等の福祉を理解し、 福祉資源からの地域づくり



「地域包括ケアシステム」

(5つの要素、連携、地域づくりから共生社会)

ありがとうございました

